

大和市立大和中学校における不登校対応

Correspondence to school refusal at Yamato City Yamato Junior High School

KEY WORDS

大和市立大和中学校 不登校対応

松岡路秀

MATSUOKA Michihide

【要旨】

筆者は、平成4年度から3年間「大和市適応指導教室」の指導教諭として、学校外の公的施設で不登校児童生徒の支援に当たってきた。その後、平成16年度から7年間は、「大和市教育支援教室」（かつての適応指導教室）を所管する「大和市青少年相談室」室長として、指導監督してきた。いわば、不登校児童生徒への支援は、筆者のライフワークともいえる重要なものであった。平成23年4月、校長に就任した神奈川県大和市立大和中学校にとっても不登校生徒対応は重要課題の一つであった。そこで、校長としての4年間の不登校対応を振り返り、その成果を検証するものである。

1. はじめに

不登校児童生徒数が、急増している。平成30年度の文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、164,528人で過去最高で、千人あたりでは平成29年度が14.7人から平成30年度が16.9人と大幅に増えている。

表1 不登校生徒数と出現率の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全国 (国公立)	不登校生徒数	94,836人	91,446人	95,442人	97,033人
	出現率	2.64%	2.56%	2.69%	2.76%
神奈川県	不登校生徒数	7,407人	6,902人	7,151人	7,327人
	出現率	3.12%	2.89%	2.99%	3.07%
大和市	不登校生徒数	203人	173人	202人	173人
	出現率	3.60%	3.01%	3.52%	3.10%
大和中学校	不登校生徒数	21人	24人	22人	26人
	出現率	2.52%	2.83%	2.63%	3.20%

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

※「大和市学校指導要覧」より

筆者は、平成4年度から3年間「大和市適応指導教室」の指導教諭として、学校外の公的施設で不登校児童生徒の支援に当たってきた。その後、平成16年度から7年間は、「大和市教育支援教室」（かつての適応指導教室）を所管する「大和市青少年相談室」室長として、指導監督してきた。不登校児童生徒への支援は、筆者のライフワークともいえる重要なものであった。校長に就任した平成23年度の神奈川県大和市立大和中学校の不登校生徒数は、表1のとおり21人で、出現率（不登校生徒数/全校生徒数）で比較すると、全国平均より少し低い程度で、学校にとって不登校生徒対応は重要課題の一つであった。そこで、校長としての4年間の不登

校対応を振り返り、その成果を検証するものである。

2. 文部科学省による不登校の定義・基本的な考え方

(1) 不登校の定義

文部科学省（2015:2-3）は、不登校を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

(2) 不登校に対する基本的な考え方

文部科学省（2015:7-11）は、不登校児童生徒への支援の基本的な考え方として、「不登校児童生徒への支援に関する中間報告」において8点を掲載しているが、それを筆者が選択・要約したものが次の7点である。

①将来の社会的自立に向けた支援の視点

不登校対応の最終的な目標は、児童生徒の将来的な社会的自立に向けて支援することである。したがって、不登校を「心の問題」としてのみとらえるのではなく、「進路の問題」としてとらえ、本人の進路形成に資するような指導・相談や学習支援・情報提供等の対応をする必要がある。

②個別の児童生徒に対する組織的・計画的支援

不登校児童生徒への支援については、個々の児童生徒ごとに不登校となったきっかけや不登校の継続理由が異なることから、それらの要因を適切に把握し、個々の児童生徒に合った支援策を策定し、その支援策を学校や家庭、必要に応じて関係機関が情報を共有して、組織的・計画的に実施していくことが必要である。

③連携ネットワークによる支援

学校、家庭、地域が連携協力し、不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか正しく見極め（アセスメント）を行い、適切な機関による支援と多様な学習の機会を児童生徒に提供することが重要である。

その際には、公的施設のみならず、民間施設（フリースクールなど）やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完し合うことの意義は大きい。

④将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割

学校は、自ら学び自ら考える力なども含めた「確かな学力」や基本的な生活習慣、規範意識、集団における社会性等、社会の構成員として必要な資質や能力等をそれぞれの発達段階に応じて育成する機能と責務を有しており、関係者はすべての児童生徒が学校に楽しく通うことができるよう、学校教育の一層の充実のための取組を展開していくことが重要である。

⑤児童生徒の可能性を伸ばす学校の柔軟な対応

既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因を解消するとともに、場合によっては、社会的自立を促す観点から

教育支援センター、不登校特例校や本人の希望を尊重した上での夜間中学校での受入れ、ICTを使った学習支援やフリースクールなど、様々なツールを活用した社会的自立への支援も検討する必要がある。

⑥働きかけることや関わりを持つことの重要性

児童生徒の立ち直る力を信じることは重要なことであるが、不登校児童生徒の状況を理解しようとすることもなく、あるいは必要としている支援を行おうとすることもなく、ただ待つだけでは状況の改善にならないという認識が必要である。

⑦保護者の役割と家庭への支援

保護者を支援し、不登校となった子どもへの対応に関してその保護者が役割を適切に果たせるよう、時機を失することなく児童生徒本人のみならず家庭への適切な働きかけや支援を行うなど、学校と家庭、関係機関の連携を図ることが不可欠である。

3. 大和市教育委員会の不登校対応の取組み

(1) 不登校や長期欠席の早期の把握と対応

各市町村教育委員会においては、不登校や長期欠席は義務教育制度に関わる重大な課題であることを認識し、学校等の不登校への対応に関する意識を高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、課題の早期対応を図るための体制の確立を促すことが重要である。大和市教育委員会は、学校から毎月「長期欠席児童生徒調書」を提出させている。

(2) 高等学校入学者選抜等の改善（神奈川県教育委員会の施策）

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、不登校を理由に高等学校で学ぶ機会が閉ざされてはならない。神奈川県教育委員会は「長期欠席届」の提出により、内申点を見ない高校受験を可能にしている。

(3) 学校外の教育支援センターの整備充実

大和市教育委員会は、「教育支援教室“まほろば”」を設置し、不登校児童生徒が学校外の公的施設に通室しながら、学校復帰を目指している。

(4) 訪問型支援など保護者への支援の充実

不登校ケースでは保護者自身が悩みを抱えている場合等もあることから、積極的に保護者へ情報提供を行うことや保護者のネットワークとの連携等による支援の充実を図ることが重要である。大和市青少年相談室では、「不登校を考える保護者会」を開催し、ひきこもりがちな不登校児童生徒やその保護者に対する支援を行っている。また、青少年相談室に「スクールソーシャルワーカー」を配置して、訪問型の支援を積極的に推進している。

4. 大和市立大和中学校における不登校対応の取組み

(1) 校内の指導体制及び教職員等の役割

①学校全体の指導体制の充実

校内に不登校対応・支援の組織をつくり、学級担任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等がそれぞれの役割について相互理解した上で日頃から連携を密にし、一致協力して対応にあたる。学校では、「教育支援連絡協議会」を毎週1回開催し連携協議した。

②コーディネーター的な不登校対応担当の役割の明確化

不登校生徒に対する適切な対応をするために、中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要である。そこで、生徒指導主事とは別に「教育支援コーディネーター担当教諭」を配置して、不登校対応に当たさせた。

③教員の資質向上

生徒の教育指導については、教員がその中心的な存在であり、特に学級担任は、自らの影響力を常に自覚し、指導に当たる必要がある。また、各教員が生徒に対する共感的理解の基本姿勢を持つことが重要であることから、教育支援に関する校内研修会を年1回開催して、研修に努めた。

④養護教諭の役割

養護教諭が行う情緒の安定を図る対応や予防のための健康相談活動が、不登校対応に果たす役割は非常に大きい。また、養護教諭と不登校に対応する校内の組織が情報を共有化することが必要なことから、養護教諭を「教育支援連絡協議会」のメンバーに加えた。

⑤スクールカウンセラー等との連携協力

スクールカウンセラーと教職員が円滑に連携協力していくために、研修等を通じて、スクールカウンセラーと教職員それぞれの職務内容等の理解を深めるとともに、スクールカウンセラーの支援を得るために、出勤日に「教育支援連絡協議会」を開催した。

(2) 情報共有のための個別指導記録の作成

校内・関係者間で情報を共有し、共通理解の下で指導・対応に当たる体制を確立することが重要である。個人情報取り扱いに十分配慮しつつ、保護者や関係機関との連携、学年間や小・中学校間、転校先等との引継ぎ、教育委員会への連絡等において活用することができる不登校生徒の個別の指導記録づくりを行うことが有効である。教育支援連絡協議会に提出される「生徒理解・支援シート」をデータファイル化し、教員の誰でも閲覧・記入できるようにした。

(3) 家庭への訪問等を通じた生徒や家庭への適切な働きかけ

不登校生徒が学校外の施設に通う場合や家庭にいる場合であっても、学校は当該生徒が自らの学級・学校の在籍生徒であることを自覚し、関わりを持ち続けるよう努めるべきことが重要である。学級担任等の教職員が生徒の状況に応じて家庭訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行った。

(4) 不登校生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校生徒が教育支援センター（教育支援教室）や民間施設等の学校外の施設において指導

を受けている場合には、当該生徒の在籍する学校がその学習状況等について把握することが必要であり、学習支援や進路指導を行う上で必要不可欠である。

学校が把握した当該学習計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、評価の結果を通知表その他の方法により、生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいことである。

(5) 生徒の再登校に当たっての受入体制の充実

不登校生徒が再登校してきた場合には、温かい雰囲気の下に自然な形で迎え入れられるよう配慮するとともに、徐々に学校生活への適応を図っていけるように、教室以外の学校の居場所として、専用の「不登校支援教室」を設置し、指導は市配置の「不登校支援員」が当たった。

5. おわりに

不登校対応の課題として考えることは、不登校をすることは、決していけないことではない。不登校は、その生徒の成長にとって必要な過程であり、不登校することで“育ち直し”をしていると考えるべきである。それゆえに、不登校の生徒が立ち上がろうとしたとき、それを支援する多様な機会と施設を用意することである。さらに上級学校を容易にめざせるような多様な選択肢を用意することである。それが、高等学校入試制度の多様化であり、最近設置され始めた「不登校特例校」であるので、全国各地への設置が望まれる。

校長として4年間、学校の重要課題の一つとして、不登校対応に陣頭指揮を執ってきたが、表1のとおり効果は芳しくない。最終年の平成26年度は、出現率で他を圧倒する高さを示しており、結果として成果は出せなかった。しかし、不登校生徒対応の最終目的は、「不登校生徒を減らすこと」「不登校生徒を学校に復帰させること」ではない。不登校生徒に寄り添い、将来の社会的自立をどう支援するかであると考えている¹⁾。かつて「大和市適応指導教室」に通い、そこを卒業していった生徒が、決して平坦ではなかったはずのそれぞれの進路を歩み、現在社会人として自立した生活を送っているという連絡を受けることは、この上ない喜びである。

(まつおか・みちひで 専修大学商学部非常勤講師)

【註】

- 1) 国は、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を制定し、不登校対応に関するこうした対応を明確に打ち出している。

【参考文献】

- ・文部科学省：不登校に関する調査研究協力者会議（2015.8）「不登校児童生徒への支援に関する中間報告」～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2015/09/07/1361492_01.pdf (2020.9.14 閲覧)